



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 6 月 29 日 (木 曜 日) 第 419 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定( " ) 1	
○救急病院の認定(医療政策課) 1	
○保安林の指定予定(2件)(自然環境課) 1	
○保安林の指定( " ) 2	
○保安林の指定予定の通知(4件)( " ) 2	
○廃川敷地等の公示(2件)(河川課) 3	

○建築基準法に基づく道路の位置の指定(建築住宅課) 3	
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可(農村整備課) 3	
○県営土地改良事業(農地中間管理機構関連事業)計画の策定( " ) 3	
○県営土地改良事業計画の変更(2件)( " ) 4	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し(管理課) 4	
○公共測量の実施の通知(11件)( " ) 5	
○公共測量の終了の通知(6件)( " ) 6	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について( " ) 7	

## 告 示

### 宮崎県告示第 501号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
あい薬局	日南市中央通1丁目10-28	令和5年4月30日
医療法人啓仁会 城南クリニック	都城市大王町26街区2号	令和5年5月31日

### 宮崎県告示第 502号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
あい薬局	日南市中央通1丁目10-28	令和5年5月1日

カエル訪問看護ステーション	日南市吾田東9丁目1-30	令和5年6月5日
---------------	---------------	----------

### 宮崎県告示第 503号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人相愛会 桑原記念病院	小林市細野 167番地

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和5年7月2日から令和8年7月1日まで

### 宮崎県告示第 504号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日向市大字塩見字榎木大平9853-1、9853-2、9854から9856まで、9858-1から9858-3まで、9859-1、9866から9871まで、9873-1、9873-4、9876-1から9876-3まで、9877、9878-1、9878-2、9879-1から9879-3まで、9879-6、9879-7、9880から9882まで、9883-1から9883-3まで、9884、9884-1、9884-2、9884-乙、9884-丙、9884-戊、9890-1から9890-3まで、9891-1から9891-4まで、9892-1、9892-3、9893-1、9893-3、9894-1、9895-1、9895-3
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 505号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字上小切畑4926-1、4926-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字上小切畑4926-1・4926-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 506号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字門川尾末字下宮川内5688-1、大字川内字丸口7430-1、7435-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備

え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 507号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字火ノ口4253-1、4331-37、4351-14、4355-5、4355-15、4364-2、字大川原4365-1、4365-7から4365-12まで、字牧野4491-5、4491-25、4491-27
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 508号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年6月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字横谷 437-15
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 509号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年6月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字横谷 442-8、442-ハ、442-ロ
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 510号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 5 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字上椎屋6227-5・6227-8 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 511号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称  
一級河川大淀川水系水流川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和 5 年 6 月 29 日
- 3 廃川敷地等の位置

- (1) 宮崎市大塚町窪田3276番の一部
- (2) 宮崎市大塚町窪田3276番 1 地先

- (3) 宮崎市大塚町浜川田4933番3の一部

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 4.47㎡
- (2) 土地 5.32㎡
- (3) 土地 3.26㎡

宮崎県告示第 512号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県土整備部河川課及び宮崎県都城土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 河川の名称

一級河川大淀川水系境川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和 5 年 6 月 29 日

3 廃川敷地等の位置

都城市山之口町山之口字中川内2119番5の一部

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 6,167.26㎡

宮崎県告示第 513号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 5 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(小林)2023-1	株式会社小堀不動産代表取締役小堀貴志	小林市細野字新竹前1743番34	4.00 6.10	11.11 27.85	令和5年6月14日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により、日之影土地改良区(日之影町)から令和5年4月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 5 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の3第1項の規定により、上大河平地区県営土地改良事業(えびの市、農地中間管理機構関連農地整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間  
令和5年6月29日から令和5年7月28日まで

3 縦覧場所  
えびの市役所農林整備課内

4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、石山地区県営土地改良事業（都城市、県営畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月29日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年6月29日から令和5年7月28日まで
- 3 縦覧場所  
都城市役所農産園芸課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、弘川第2地区県営土地改良事業（都城市、県営畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月29日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し
  - 2 縦覧期間  
令和5年6月29日から令和5年7月28日まで
  - 3 縦覧場所  
都城市役所農産園芸課内
  - 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
- また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和5年6月29日  
宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-4)第1951号	(株)浅井建設	浅井 輝男	宮崎県都城市平江町25-11	一般	土木工事業、建築工事業、管工事業	令和5年5月9日付けで廃業した旨の届け	令和5年5月9日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第12470号	春田建装	春田 充己	宮崎県都城市蓑原町79-61-2	一般	内装仕上工事業	令和5年5月12日付けで廃業した旨の届け	令和5年5月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-1)第13938号	S Y U - T E C	岩倉 修司	宮崎県宮崎市清武町船引14309-1	一般	内装仕上工事業	令和5年5月12日付けで廃業した旨の届け	令和5年5月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第5059号	(有)堤田板金	堤田 春一郎	宮崎県小林市真方799	一般	大工工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和5年5月15日付けで廃業した旨の届け	令和5年5月15日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第8210号	(株)宮崎総合スポーツ	山岡 正範	宮崎県宮崎市大字赤江1242-5	一般	機械器具設置工事業、造園工事業	令和5年5月19日付けで廃業した旨の届け	令和5年5月19日(一部廃業)

宮 崎 県 知 事 許 可 (特-3)第 12042号	正和プラント (株)	前田 正暉	宮 崎 県 宮 崎 市 大 坪 東 3 -14-38	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、舗装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	け 令和5年5月 24日付けで廃 業した旨の届 け	令和5年5月24日 (一部廃業)
--------------------------------	---------------	-------	----------------------------------	----	--	---------------------------------------	---------------------

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

令和5年6月29日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）
- 2 作業地域  
宮 崎 県 都 城 市 全 域
- 3 作業期間  
令和5年4月26日から令和5年12月28日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮 崎 県 北 諸 県 農 林 振 興 局 長 から 次 の と お り 通 知 が あ っ た。

令和5年6月29日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（境界測量）
- 2 作業地域  
宮 崎 県 都 城 市 太 郎 坊 町、高木町
- 3 作業期間  
令和5年5月31日から令和5年11月15日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮 崎 県 北 部 港 湾 事 務 所 長 から 次 の と お り 通 知 が あ っ た。

令和5年6月29日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮 崎 県 延 岡 市 土 々 呂 町
- 3 作業期間  
令和5年6月20日から令和5年7月17日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮 崎 県 西 諸 県 農 林 振 興 局 長 から 次 の と お り 通 知 が あ っ た。

令和5年6月29日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮 崎 県 小 林 市 野 尻 町 大 字 東 麓
- 3 作業期間

令和5年5月23日から令和6年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、西都市長から次のとおり通知があった。

令和5年6月29日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）
- 2 作業地域  
宮 崎 県 西 都 市 全 域
- 3 作業期間  
令和5年5月9日から令和6年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮 崎 県 児 湯 農 林 振 興 局 長 から 次 の と お り 通 知 が あ っ た。

令和5年6月29日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域  
宮 崎 県 西 都 市 大 字 南 方
- 3 作業期間  
令和5年5月25日から令和5年9月11日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮 崎 県 児 湯 農 林 振 興 局 長 から 次 の と お り 通 知 が あ っ た。

令和5年6月29日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量、現地測量）
- 2 作業地域  
宮 崎 県 西 都 市 鹿 野 田
- 3 作業期間  
令和5年6月2日から令和5年7月10日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、えびの市長から次のとおり通知があった。

令和5年6月29日

宮 崎 県 知 事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空写真撮影、デジタルオルソ作成）
- 2 作業地域  
宮 崎 県 え び の 市 大 字 原 田 外

<p>3 作業期間 令和5年6月5日から令和6年2月29日まで</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、三股町長から次のとおり通知があった。 令和5年6月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）</p> <p>2 作業地域 宮崎県三股町全域</p> <p>3 作業期間 令和5年5月15日から令和6年3月31日まで</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり通知があった。 令和5年6月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（UAVレーザー測量、3級基準点測量）</p> <p>2 作業地域 宮崎県児湯郡川南町大字川南</p> <p>3 作業期間 令和5年6月13日から令和5年11月10日まで</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり通知があった。 令和5年6月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（路線測量）</p> <p>2 作業地域 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野</p> <p>3 作業期間 令和5年6月19日から令和5年7月14日まで</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。 令和5年6月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業地域 宮崎県小林市東方</p> <p>3 作業終了日 令和5年3月24日</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。</p>	<p>令和5年6月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（路線測量）</p> <p>2 作業地域 宮崎県えびの市大字坂元</p> <p>3 作業終了日 令和5年3月29日</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。 令和5年6月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業地域 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野字塚野</p> <p>3 作業終了日 令和4年10月28日</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。 令和5年6月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業地域 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野字戸の口</p> <p>3 作業終了日 令和4年10月13日</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。 令和5年6月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業地域 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野字上西</p> <p>3 作業終了日 令和4年12月23日</p> <hr/> <p>測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西臼杵支庁長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。 令和5年6月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 作業の種類 公共測量（用地測量）</p> <p>2 作業地域 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上野字尾崎</p>
--	---

- 3 作業終了日  
令和4年12月2日

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年6月29日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

#### 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	4号警備業務	令和5年9月25日（月）から10月2日（月）まで （土曜日及び日曜日を除く。）	15人

#### 2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

#### 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

#### 4 受講申込書の提出方法等

##### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

##### (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
4号警備業務	令和5年8月14日（月）から8月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

##### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

##### (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

#### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙によ

り納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--